予約奨学生(奨学金)の申込手続き等について

以下に掲載しております「平成30年度 予約奨学生(奨学金)申込のしおり」について、奨学金の申込を希望される方は、<u>在学(出身)中学校で交付を受けてください。</u> (中学校から交付される申込のしおりには、申込書も入っております。)

- ▶ 奨学金の申込については、<u>学校を通じての申込になります。</u>
- ▶ 申込書に必要事項を記入し、必要書類を添え学校の指定期日までに提出してください。
- 申込期間は、平成29年9月上旬から10月上旬の間で各学校が定める期間となります。
- ▶ 各学校により申込期間(締切日)が異なりますので、必ず学校に確認してください。

平成30年度 予約奨学生(奨学金)申込のしおり



公益財団法人 大阪府育英会 採用貸付課

₹534 - 0026

大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階 TEL 06-6357-6272 (ダイヤルイン) FAX 06-6358-3053 (注) 電話番号は、おかけ間違いのないようお願いします。 業務時間 平日 (9:00~17:30)

ホームペーシ URL http://www.fu-ikuei.or.ip

1 制度の概要

高等学校等へ進学を希望する生徒で、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な方に対し、進学前に 奨学金貸付を予約する制度です。

2 奨学金の種類

○ 入学時増額奨学資金

高校等(通信制課程を除く)への入学時に必要な経費の支払に充てるため、入学前に貸付する学資

○ 奨学資金

高校等在学中の授業料及びその他修学に必要となる経費の支払に充てる学資

入学時増額奨学資金の募集は今回限りです。高等学校等への進学に関し、経済的な不安を 持たれている方は、今回忘れずにお申込み下さい。

申込手続き後、奨学金が不要となった場合は、貸付を辞退することも可能です。

(申込から貸付手続きまで全体の流れについては、別紙2裏面を参照)

3 貸付額

○ 入学時増額奨学資金

(1) 国公立学校に進学する場合 5万

│ ト の範囲内で希望する額(1万円単位)

(2) 私立学校に進学する場合

25万四

○ 奨学資金

(1) 国公立・私立とも 市町村民税所得割額 251,100円未満(年収めやす800万円未満)

「授業料実質負担額※+その他教育費10万円」の範囲内で希望する額 (1万円単位)

授業料負担が実質無償となる場合、貸付限度額は10万円です。

- ※ 各校の授業料年額から、国の就学支援金や大阪府授業料支援補助金、学校独自の減免等を差し引いた 実質的な授業料負担額をいいます。
- (2) 私立のみ 市町村民税所得割額 347,100円未満(年収めやす800万円以上1,000万円未満)

「授業料実質負担額」の範囲内で希望する額 (1万円単位) 24万円を上限とします。

授業料実質負担額が24万円を下回る場合は、その額が上限となります。

また、市町村民税所得割額が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)で、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯について、大阪府授業料支援補助金の対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となる場合があります。(詳細は、別紙1を参照)

申 込(貸付)資格

- (1) 平成30年4月に学校教育法による次の学校へ進学を希望する者。
 - ① 高等学校(中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。)、高等専門学校
 - ② 専修学校(高等課程) (ただし修業年限1年以上の学科) 「通信制課程」の学校及び中等教育学校の後期課程は、「入学時増額奨学資金」貸付の対象外です。
- (2) 父母等の保護者が大阪府内に住所を有すること。 保護者とは、民法による親権を行う者又は未成年後見人をいい、保護者がいない場合は進学を希望する 生徒の生計を支えかつ学資を負担する者をいいます。
- (3) 平成29年度の市町村民税所得割額(保護者合算)が次のとおりであること。

○ 入学時増額奨学資金 国公立・私立とも

154,500円未満(年収めやす※590万円未満)

○ 奨学資金

国公立に進学する場合 私立に進学する場合 251,100円未満 (年収めやす※800万円未満) 347,100円未満 (年収めやす※1,000万円未満)

※年収めやすは、4人世帯の場合の一例です。(実際の額は、家族構成(扶養状況)等により異なります。)

5 申込の手続き

高等学校等への進学に関して、経済的に不安を持たれている場合は先ず申込手続きを行ってください。 特に、入学時増額奨学資金の募集は今回限りです。また、申込手続き後に奨学金貸付が不要となった場合 は貸付を辞退することも可能です。(申込から貸付手続きまでの流れについては、別紙2裏面を参照)

① 予約奨学生申込書

提出書

類

② 生徒本人名義の通帳のコピー(申込書裏面を参照)

- ③ 保護者の収入に関する証明書(申込書C票、裏面の見本参照(原則、全部事項証明)) ※保護者それぞれに市町村民税所得割額がある場合は、2名分の証明書を添付してください。
- ④ 借用人(生徒本人)及び保護者の住民票(原本・発行から3ヶ月以内) ※保護者が父母の場合は両方の提出が必要です。 <u>必ず、別紙の「住民票提出における注意事項」を読んだ上で申込書に添付し</u> てください。注意事項に記載の内容が守られていない場合、受付できません。

提出期限

在学(出身)中学校が指定する期日 (期限厳守)

【学校提出期限: 月 日()】

提出先

在学(出身)中学校

6 予約採用の決定通知

予約採用(採否)の決定通知は、**平成29年12月上旬頃**に学校長を通じて、申込者(生徒本人)に行います。なお、採用された方には、予約奨学生採用通知書(生徒あて)を学校長を通じて交付します。

7 貸付手続書類の送付

貸付手続書類は、平成30年1月下旬から2月上旬に学校長を通じて、申込者(生徒本人)に交付します。 **※貸付手続書類は、申込者の住所ではなく学校に送付しますので、上記時期には注意して下さい。**

8 貸付手続き

奨学金(入学時増額奨学資金・奨学資金)の貸付を受けるには、次の手続きが必要です。提出期間内に手続きされない場合は、辞退されたものとみなします。(貸付を受けることができません。)

「入学時増額奨学資金」と「奨学資金」の両方の貸付を希望される方は、それぞれの手続きが必要です。どちらかの手続きにより、両方の貸付が受けられるものではありませんので、ご注意ください。

○ 入学時増額奨学資金

(1) 提出先

公益財団法人大阪府育英会 採用貸付課

〒534-0026 大阪市都島区網島町6番20号 大阪私学会館2階

直接持参又は特定記録郵便・書留等で送付してください。(提出期間内必着)確実に大阪府育英会に届くよう、普通郵便やメール便による送付は避けてください。

(2) 提出期間

入学する学校が確定した次の期間内

※入学後の貸付はできません。必ず提出期間内に貸付手続きをしてください。

申込区分*	提出期間
専願(私立)	平成30年2月 2日(金)から平成30年2月16日(金)まで(必着)
併願·国公立	平成30年3月 1日(木)から平成30年3月28日(水)まで(必着)

*申込区分は、12月中旬までに学校に申し出ている志願方法により決定します。 申込区分によって提出期間が異なりますので、志願方法が変更となった場合は学校に申出が必要です。

(3) 提出書類

- ① 入学時増額奨学資金借用証書(「7 貸付手続書類の送付」に記載の時期に予約採用者へ送付)
- ② 連帯保証人(父母等)の印鑑登録証明書(原本・発行から3ヶ月以内) 現住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、特別な事情を記載した理由書の添付が必要です。
- ③ 合格通知書(コピー可)又は合格証明書(コピー可)
- ※提出書類の署名欄については、必ずそれぞれが自分自身で記入し、それぞれ別印で捺印してください。 借用人(生徒本人)と連帯保証人等が同一筆跡の場合は、受付できません。

(4) 注意事項

<u>入学時増額奨学資金のみ手続きした者</u>は、入学後の4月末日までに在学証明書(コピー可)を大阪府育英会に提出してください。なお、生徒手帳のコピー等では受付できません。

借用証書に記載の入学予定学校に進学していない場合、貸付金を一括して返還していただくことがあります。

○ 奨学資金

(1) 提出先

進学先高等学校等

(2) 提出期限

平成30年4月上旬(提出は進学後です。)

- (3) 提出書類
 - ① 進学届
 - ② 奨学資金借用証書(本人の自署、捺印)

(「7 貸付手続書類の送付」に記載の時期に 予約採用者へ送付)

③ 連帯保証人の印鑑登録証明書(原本・発行から3ヶ月以内)

現住所と印鑑登録証明書の住所が異なる場合は、特別な事情を記載した理由書の添付が必要です。 ※提出書類の署名欄については、必ずそれぞれが自分自身で記入し、それぞれ別印で捺印してください。 借用人(生徒本人)と連帯保証人等が同一筆跡の場合は、受付できません。

9 貸付時期

○ 入学時増額奨学資金

入学する学校が確定した後、高校等に入学する前に貸付します。

※提出期間内(「8 貸付手続き(2)」参照)に提出された借用証書等の書類を審査し、「**概ね1週間以内」** に振込手続きを行います。

○ 奨学資金

高校等在学中、表のとおり貸付します。

第1回	第2回※	第3回※
5月下旬	10月中旬	1月下旬

※ 貸付額によっては、第2回・第3回の貸付があります。(貸付額が10万円の場合は、第1回のみの貸付となります。) 貸付期間は、進学した学校の最短修業期間の終期までです。

10 奨学資金の貸付

- (1) 毎年4月に学校を通じて奨学生としての資格の確認を行います。確認の結果、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。
- (2) 毎年度、保護者の所得状況を確認し、当年度の貸付限度額を決定します。所得状況によっては、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)する場合があります。また、所得状況の確認の結果、超過貸付が生じた場合は、返還していただきます。
- (3) 奨学資金貸付額(年額)は、就学支援金等の額に変更が生じた場合に調整することができます。 なお、就学支援金等の額の変更により超過貸付が生じた場合は、返還していただきます。
- (4) 授業料を滞納したり、奨学資金を目的外に使用したことが判明した場合は、奨学資金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。

11 貸付決定後の届出

入学後、休学、留年、退学、転学、連帯保証人の変更又は届出事項等に変更(異動)があったときは、学校を通じて 大阪府育英会へ届け出てください。

異動の届出を怠ったときは、奨学金の貸付を中断(休止)、又は取り止め(廃止)することがあります。

12 貸付総額の決定通知

奨学資金の貸付を受けた方について、奨学資金の貸付が終了したとき又は奨学資金の貸付が廃止されたときは、 今までに貸付を受けた金額及び時期を学校長を経て奨学生に通知します。

なお、通知を受けたときは、直ちに返還口座申込書を学校長を経て提出いただきます。

13 奨学金の返還

奨学金は貸付金です。卒業後(貸付終了後)は、必ず返還しなければなりません。 返還金は後輩のための奨学金になりますので、確実に返還してください。

- (1) 奨学金の返還は、卒業後6ヶ月を経てから、定められた返還金額を借用人(生徒本人)の預貯金口座より振替で返還していただきます。
 - ※退学等の卒業以外の事由により、1月1日から5月31日までに退学等の異動届を提出し貸付が終了する場合は、 その年の10月から、6月1日以降に貸付が終了する場合は、翌年の10月から返還開始となります。
- (2) 原則、月賦により返還していただきます。返還月額等は、貸付総額等により異なります。 (別紙2の「奨学金の返還例」を参照してください。)
- (3) 経済的な理由などにより、約束どおりの返還が困難となった場合は、必ず大阪府育英会まで連絡してください。 連絡がなく滞納が続いた場合は、滞納した額に対し滞納期間に応じ年率14.6%の延滞金が課されます。 また、返還できる資力がありながら返還されない場合は、やむを得ず強制執行等の法的措置をとることがあります。

14 個人情報の利用目的等

- (1) 個人情報の取扱いについては、個人の権利・利益を保護するため、慎重かつ適正に取扱い、安全に管理するために必要な措置を取り、適切な監督を行います。
- (2) 氏名、住所、連帯保証人の印鑑登録証明書、所得状況、預貯金口座、口座名義などの個人情報は、奨学生採用審査、奨学金振込事務及び奨学金返還事務のために利用します。
- (3) 返還者が返還期間中に借用人、連帯保証人の住所等の変更届出を怠ったことにより、請求通知書等が送付できなくなったときは、大阪府を通じて住所地の市区町村へ住民票等の請求をし住所確認調査を行います。

15 注意事項

- (1) 奨学金貸付決定後に虚偽の申請などが判明した場合は、貸付決定を取り消す場合があります。
- (2) 不適切な使用が判明した場合は貸付金額の全額を一括返還していただきます。
- (3) 申込書類等につきましては、いかなる場合でも返却いたしません。
- (4) 保護者が外国籍の方の申込については、次の在留資格が必要となります。 在留資格:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者。 なお、定住者については、将来日本に永住する意志のない方は申込資格がありません。
- (5) 就学支援金等の制度内容に変更が生じる場合は、当会奨学金貸付制度についてもあわせて変更となる場合があります。

大阪府の私立高校生等就学支援推進校(全日制)に進学した場合の貸付限度額※

※国公立高校に進学した場合の貸付限度額は10万円です。

【 私立高校等に通わせている人数が2人以下の世帯 】

標準授業料:58万円の場合

奨学資金貸付限度額	100,000円		300,000円	240,000円	240,000円	
保護者負担額		0円				
府·支援補助金	283,000円	342,400円	401,800円	200,000円	461,200円	580,000円
国•就学支援金	297,000円	237,600円		261,200円		300,000 1
	207,00011		178,200円	118,8	800円	
市町村民税所得割額 (保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年収のめやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

【 私立高校等に3人以上通わせている世帯(※1) 】

標準授業料:58万円の場合

標準授業料: 58万円の場合						
奨学資金貸付限度額	100,000円		200,000円	貸付対象外(※2)	240,000円	
保護者負担額		0円				
府·支援補助金	283,000円	342,400円	401.000	100,000円	200,000円	580,000円
			401,800円	361,200円	261,200円	
国・就学支援金	297,000円					
		237,600円	178,200円	118,	800円	
市町村民税所得割額 (保護者合算)	0円・生活保護	51,300円未満	154,500円未満	251,100円未満	304,200円未満	347,100円未満
年収めやす	250万円未満	350万円未満	590万円未満	800万円未満	910万円未満	1,000万円未満

※年収のめやすは、夫婦のどちらか一方が働き、高校生1人(16歳以上)、中学生1人の4人世帯の場合のものです。

- (※1)『私立高校等に3人以上通わせている世帯』とは、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯のほか、府内の私立高校生が1名以上いる世帯で、他府県も含め私立高校等や大学等に兄弟姉妹を2人以上通わせている世帯を言います。なお、大学等の進学をめざすいわゆる浪人生についても、高校等卒業後1年間は人数に含めます。(対象となる私立高校等または大学等の学校の範囲は下記参照)
- (※2) 市町村民税所得割額が251,100円以上304,200円未満(年収めやす800万円以上910万円未満)の世帯のうち、府内の私立高校等に3人以上通わせている世帯で大阪府授業料支援補助金の交付対象となる場合は、奨学資金の貸付対象外となります。

私立高校等または大学等の学校の範囲

- <高校段階> 私立高校をはじめ、国の就学支援金の加算支給の対象となる以下の学校
- ※ただし、留年生及び専攻科や別科の生徒、科目履修生、聴講生は除く
- ▷ 私立高等学校、中等教育学校(後期課程)及び特別支援学校(高等部)
- ▷ 公私立専修学校(高等課程)
- ▷ 国公私立高等専門学校(第1学年から第3学年までに限る。)
- ▷「保健師助産師看護師法」に定める学校又は准看護師養成所(※)
- ▷「調理師法」にもとづく調理師養成施設(※)
- ▷「製菓衛生師法」基づく製菓衛生師養成施設(※)
- ▶ 各種学校のうち一定の要件を満たす外国人学校(文部科学省告示で指定) (※)専修学校一般課程又は各種学校の認可を受けている学校に限る。
- < 大学段階> 学校教育法で定める大学、短期大学、高等専門学校、専修学校(専門課程) ※ただし、国公私立高校等卒業後、1年以内のいわゆる浪人生についても、特例的に大学等の学生とみなす

重要

【 住民票提出における注意事項 】

原本(コピー不可)・発行から3か月以内

1. 住民票の提出

「借用人(生徒本人)及び保護者の住民票」を提出してください。(申込書C票へ貼付)

- ◎ 住民票は借用人(生徒本人)及び保護者全員分の提出が必要になります。保護者が父母の場合は両方の提出が必要です。
- ◎ 住民票は必ず<u>原本で発行から3ヶ月以内</u>のものを提出してください。(注1) コピーや古いものは使用できません。

2. 住民票の種類

個人の住民票 又は 世帯全員の住民票のいずれでも結構です。

(1)個人

借用人及び保護者の住民票を個別で提出する場合、保護者が父母であれば、 借用人1通・父母2通の合計3通の提出が必要となります。

(2)世帯全員

借用人と保護者が同一世帯の場合、世帯全員の住民票1通の提出となります。 世帯全員の住民票には、借用人と保護者以外の同居人(兄弟等)の内容も 記載されていますので、ご留意ください。

【特にご注意いただきたいこと】

(注2)「複数枚綴り」の住民票は、必ず<u>「全ての書類」</u>を提出してください。 バラバラにしたもの、間の書類を抜いたものは、無効となりますので、ご注意ください。 世帯全員の住民票で、借用人と保護者以外(兄弟等)の分を抜かないでください。

3. 表示省略できる項目

下記の項目については、「表示不要」です。(注3)

- 1. 世帯主
- 2. 続柄 (ただし、ひとり親の証明書類として提出する場合は表記必要)
- 3. 個人番号 (いわゆる「マイナンバー」)
- 4. 本籍
- 5. 筆頭者

4. 保護者が外国籍の方

保護者が外国籍の場合、「在留資格」の表示が必要です。(注4)

◆必要な在留資格:永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者



複数枚ある場合、必ず漏れなく提出してください。

奨学金の返還例

(1) 入学時増額奨学資金のみ「5万円」を借りた場合

返還月額	返還年額	返還期間
4,000円	48,000円	1年1ヶ月

(2) 入学時増額奨学資金のみ「25万円」を借りた場合

返還月額	返還年額	返還期間	
4,000円	48,000円	5年3ヶ月	

(3) 奨学資金のみ「30万円」を借りた場合

返還月額	返還年額	返還期間		
8,000円	96, 000円	3年2ヶ月		
借入総額が144万円以下の場合、上記の返還月(年)額と同じです。 これを超える借入総額の場合は、大阪府育英会までお問い合わせください。				

(4) 入学時増額奨学資金「5万円」と奨学資金「30万円」を併用して、「総額35万円」を借りた場合

返還月額	定期増額型 ※	返還年額	返還期間
10,000円	8,000円	120,000円	2年11ヶ月

※ 上段:通常時返還月額

下段:增額時返還月額 (年2回(6月・12月)加算後)

(5) 入学時増額奨学資金「25万円」と奨学資金「30万円」を併用して、「総額55万円」を借りた場合

返還月額	定期増額型 ※	返還年額	返還期間	
10, 000 []]	8,000円	120,000円	4年71.日	
10,000円	20,000円	120,000円	4年7ヶ月	
供入終額が180万円以下の場合 ト記の返還日(年)額築と同じです				

これを超える借入総額の場合は、大阪府育英会までお問い合わせください。 ※ 上段:通常時返還月額

下段:增額時返還月額 (年2回(6月・12月)加算後)

【申込から貸付手続きまでの流れ】

